

平成31年度 第1回愛知県教科用図書選定審議会 会議録(概要)

平成31年4月24日(水)

午後2時開始～午後3時20分終了

愛知県庁西庁舎9階 教育委員会室

1 出席委員氏名

1号委員	浅野 薫史	野田紀世子	早川 孝一	落合 智子	松原 幸平
	児玉 里香	土松 真紀			
2号委員	中川 宣芳	宇野 成佳	久留島夕紀	池田香代子	加藤 広也
	原田 憲一	加賀 幸一			
3号委員	小川 英彦	樋口 一成	松井 寛人	林 淳子	林 佐智子

2 欠席委員職氏名

名古屋学芸大学教授 大原 榮子

3 出席職員職氏名

愛知県教育委員会学習教育部長	小林 整次
義務教育課長	伊藤 克仁
特別支援教育課長	鈴木 能成
義務教育課主幹	伊藤 孝明
特別支援教育課主幹	畑中 丈彦
義務教育課課長補佐	吉田 祐示
義務教育課主査	水谷 政名
義務教育課主査	山上 高弘
特別支援教育課主査	片山 修
義務教育課主任指導主事	大槻 真哉
特別支援教育課指導主事	尾野 仁美
義務教育課主事	高橋 真悠

4 欠席職員職氏名

愛知県教育委員会義務教育課課長補佐	久保 千聡
愛知県教育委員会特別支援教育課課長補佐	榊原 正意

5 会議に付した事項

- (1) 愛知県平成32年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について
※別紙参照
- (2) 平成31年度愛知県教科用図書選定審議会調査員(案)について
※別紙参照
- (3) 平成32年度使用小学校教科用図書選定資料の調査研究に関わる観点・着眼

点（案）について

※別紙参照

(4) 平成32年度使用中学校教科用図書選定資料（「特別の教科 道徳」を除く）の調査研究に関わる観点・着眼点（案）について

※別紙参照

6 議事の経過

(1) 協議

ア 愛知県平成32年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について

・義務教育課長より説明

<質疑>

原田委員

採択基準（案）の基本的な方針の2に「教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。」とあるが、県として、具体的に配慮する点はどんなことか。

また、教科書発行者の問題に関わり、一層の公正確保の徹底を図る必要があると思うが、県としての具体的な取組はどのようになっているのか。

(小川会長)

では、事務局よろしくお願いします。

義務教育課主査（山上）

御質問にお答えします。選定委員・調査員につきましては、各教科において専門性や高い見識を持っている方を、県内各地区から御推薦いただき、お願いをしております。推薦に当たっては、教科書採択に直接利害関係を有することや特定の教科書発行者と関係を有することがない旨を、本人、所属長に確認をしております。

さらには、教科用図書採択関係担当者会等の場で、別添資料A・Bの「公正・公平な採択に向けたガイドライン」等も活用して助言を行ったり、情報交換や情報共有を図ったりしております。ガイドラインにつきましては、本年度改定版を出しております。

(小川会長)

その他、よろしかったでしょうか。

加賀委員

採択基準（案）の基本的な方針の7に「教科書の選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する本採択基準及び別に作成する教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。」とあるが、具体的にどのように援助していくのか。

(小川会長)

では、事務局よろしくお願ひします。

義務教育課主査 (山上)

御質問にお答へします。無償措置法第10条により、県教育委員会は採択権限を有する市町村教育委員会の行う採択に関する事務について指導・助言又は援助を行わなければならない、と示されております。

よって、県教育委員会としては、教科書の採択基準(案)や教科書の調査研究に関わる観点・着眼点を示した「選定資料」を作成し、採択地区及び市町村教育委員会に対し、これを参考にして十分な調査研究を行い、児童生徒にとってふさわしい教科書を総合的に判断できるよう援助することが必要であると考えております。

採択地区協議会及び市町村教育委員会と連携を密にして、不明な点、不確かな点については必要に応じて文部科学省と連絡を取りながら助言、援助をしております。

(小川会長)

その他、よろしかったでしょうか。

松井委員

ただ今、愛知県平成32年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準(案)について御説明いただいた。この基本的な方針、採択における準拠すべき事項において、前回と変更があった点、追加があった点があれば御説明いただきたい。

(小川会長)

では、事務局よろしくお願ひします。

義務教育課主査 (山上)

御質問にお答へします。本年度は、中学校「特別の教科 道徳」の採択は行われなないため、その文言を加えさせていただいております。また、本年度より愛知県で初めて義務教育学校が設置されたため、義務教育学校が含まれる旨の説明を加えております。

松井委員

ということは、今回採択しないものは外してあるということと、義務教育学校という言葉が入ったということで、考え方の基本的なことは変わっていないということでしょうか。

義務教育課主査 (山上)

さようございます。

(小川会長)

その他、よろしかったでしょうか。

それでは、愛知県平成32年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)につきまして、ただ今の案のとおり答申してよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようでございますので、原案のとおり可決しました。

イ 平成31年度愛知県教科用図書選定審議会調査員(案)について

・義務教育課長及び特別支援教育課長より説明

<質疑>

野田委員

調査員は、各教科に造詣の深い教員によって構成すると説明がありました。今回初めての教科書である小学校「外国語」の調査員については、この人数は妥当か。また、調査員の選出に当たり、教科書採択における公正確保という視点でどのような仕組みを作っているのか。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課長

御質問にお答えします。調査員につきましては、優れた研究や実践を進めるなど、各教科において専門性や高い見識を持っている方を、県内各地区から御推薦いただき、お願いをしております。なお、調査員推薦に当たっては、教科書採択に直接利害関係を有することや特定の教科書発行者と関係を有することがない旨を、本人、所属長に確認をしております。

小学校「外国語」につきましては、今回が初めての採択となります。また、教科書数につきましては別添資料Cの一覧にもありますように、7者の教科書があります。

調査員の推薦をいただくときには、何者の教科書になるかわからないところもあって、また、初めての採択ということで十分に調査研究を進めていく必要があり、より多くの調査員で対応していきたいと考え提案の人数としました。事務局としましては、お示した人数が適正であると考えております。

(小川会長)

その他、質問はございますか。

加賀委員

小学校の調査員と比較して中学校の調査員が少ないが、その理由を聞きたい。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課主査（水谷）

御質問にお答えします。中学校の調査員につきましては、昨年度中学校教科書で新たに検定に合格した教科書がなかったため、前回（27年度）の選定資料を生かしていくこともあり調査員は少なくなっております。

(小川会長)

その他、質問はございますか。

落合委員

特別支援学校の調査員は37名の構成となっているが、これらの調査員はどのような調査研究を行うのか。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

特別支援教育課長

調査研究につきましては、「愛知県教科用図書選定審議会規則」第4条の規定に基づきまして、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、特別支援学校の職員37名からなる調査員により、2日間にわたり、調査・研究会を実施しております。

調査・研究に当たって基になるものが、文部科学省の「平成32年度用一般図書一覧」でございます。一般図書とは、検定教科書、特別支援学校視覚障害者用教科書、聴覚障害者用教科書、知的障害者用教科書による学習が適さない場合、児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容の市販の絵本等を教科書として使用するものです。

この一般図書一覧につきましては、文部科学省として、教科用図書の適、不適の判断が加えられているものではないので、調査・研究をし、教科用図書としての選定が必要となります。

調査・研究の内容としましては、一つ目として「教育の目的及び教科の目標に照らして適切であるか」、二つ目として「表記、表現及び造本は適切であるか」、三つ目として「どの教科のどの範囲、どの程度の指導に適切であるか」でございます。

これらの観点に基づいて、一般図書について調査研究を行っております。

(小川会長)

その他は、よろしかったでしょうか。

それでは、（2）平成31年度愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）につきまして、事

務局の提案のとおりとしてよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

ウ 平成32年度使用小学校教科用図書選定資料の調査研究に関わる観点・着眼点（案）について

・義務教育課長より説明

<質疑>

児玉委員

新しい学習指導要領へ合わせた小学校教科用図書の選定資料となるが、昨年と変更した点や改善点はあるのか。

(小川会長)

では、事務局よろしくお願いします。

義務教育課主査（水谷）

基本的には、同じ内容となっております。

観点・着眼点につきましては、昨年度、小学校の選定資料作成に当たり、新学習指導要領も見据えて十分に検討したものであります。

そして、昨年度は、これらの観点・着眼点に基づき、教科書の見本本や教科書発行者の編修趣意書と照らし合わせながら、小学校の選定資料の作成作業を適切に進めることができました。

その後、今年度の調査研究に向けて、選定資料を再確認したところ、資料によって一部表現を変更したところがございますが、大きく視点を変えるものではなく、より適切な表現としたところです。

一点、「5印刷、造本等」につきましては、全ての教科に「ユニバーサルデザイン化が図られているか」を加え、ア～ウの着眼点を統一する改善を図りました。これは、教科に関わらず、同様な着眼点である必要があると考えたためです。

従いまして、基本的には、今年度も同様の観点・着眼点で、進めてまいりたいと考えております。

(小川会長)

5のところにある「ユニバーサルデザイン化を図る」を工夫しているという説明である。

その他、いかがでしょうか。

加賀委員

確認だが、26年度の観点・着眼点と変更がないということか。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課主査（水谷）

26年度からの変更については、昨年度に、趣意書等を確認して変更しております。昨年度からは、大きく変更していないということになります。

松井委員

観点・着眼点について5項目を示していただいたが、これらの着眼点をもって調査員がそれぞれに文章表現で資料を出されていくのか、10名等の調査員が話し合っって資料を決めていくのか。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課主査（水谷）

調査員が、観点・着眼点を基に素案を作ります。その素案を持ち寄り各教科の調査員が話し合いをしながら最終的にまとめていくようになります。項目が多いので、分担をすることで適切な人数になると考え、作業を進めていくことができると考えています。

松井委員

この5項目の関連性として、等しく扱っていくのか。重点を置く項目があるのか。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課主査（水谷）

特に、重点を置くということはありません。ただし、内容につきましては、大きく変わっているところがあると思いますので、精査する必要があると考えます。

(小川会長)

その他は、よろしかったでしょうか。

中川委員

資料26ページ観点・着眼点、図画工作5のところは、ア、イ、ウ、アとある。修正した方がよい。

(小川会長)

では、事務局よろしく申し上げます。

義務教育課主査（水谷）

御指摘ありがとうございます。一番下のアの行は削除させていただきます。

（小川会長）

その他は、よろしかったでしょうか。

それでは、平成32年度使用小学校教科用図書選定資料の調査研究に関わる観点・着眼点（案）について事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

エ 平成32年度使用中学校教科用図書選定資料（「特別の教科 道徳」を除く）の調査研究に関わる観点・着眼点（案）について
・義務教育課長より説明

<質疑>

早川委員

中学校教科用図書の選定資料の観点、着眼点については、前回の内容と大きく変わっていないとのことでありますが、その理由について、もう少し御説明いただきたいと思えます。

（小川会長）

では、事務局よろしくお願ひします。

義務教育課主査（水谷）

今回、採択の対象となる教科書は平成30年度検定において新たに合格した教科書がなかったため、平成27年度の採択替えの時と同じ教科書になります。

文部科学省の平成31年3月29日付け「使用教科書の採択事務処理についての通知」の中で、「例年通り、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること」と示されております。

本県の平成27年度の選定資料につきましては、綿密な調査研究を行った上で作成されたものであり、十分に活用できるものと考えております。これを踏まえ、前回の選定資料を参考に観点・着眼点を設定し、作成したいと考えておりますが、4年という時間の流れもありますので、調査員の皆様には、改めて、調査研究を行っていただき、選定資料を作成してまいりたいと考えております。

(小川会長)

その他は、よろしかったでしょうか。

それでは、平成32年度使用中学校教科用図書選定資料（「特別の教科 道徳」を除く）の調査研究に関わる観点・着眼点（案）について事務局の提案のとおりとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

(2) 報告

ア 平成31年度教科用図書採択関係日程について

イ 教科書センターの開設について

・義務教育課担当より説明

<質疑>

浅野委員

資料9では、9月上旬に義務教育課Webページで、採択結果とともに選定審議会の名簿や会議録、選定資料を公表と記載されていますが、無償措置法第15条の規定を受けて公表していると思う。同じように市町村教育委員会にも努力義務が課されているが、公表を行う場合どのようなものを公表するのでしょうか。

(小川会長)

では、事務局よろしくお願いします。

義務教育課主査（山上）

委員御指摘の通り、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条では、教科書を採択したときは、採択教科書の種類や採択理由等を公表するよう努めることが示されております。また、同法施行規則において、研究のために資料を作成したときにはその研究資料が、採択地区協議会の議事録を作成したときにはその議事録が、公表すべき事項として掲げられております。

なお、61ページの資料14、文部科学省通知の2（5）「教科書採択に関する情報の公表について」でも、採択権者は採択に関する説明責任を果たすことが求められており、引き続き市町村教育委員会に対し、積極的に公表するよう指導、助言していきたいと考えております。市町村教育委員会における公表として、文部科学省の平成30年度の調査によれば、採択地区協議会の議事録や調査研究資料がホームページ等で公表されていることが出されております。

(小川会長)

あとは、よろしかったでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。

議事運営に御協力いただきましてありがとうございました。